大相撲巡業
新型コロナウィルス感染症
感染対策マニュアル

令和4年１月 27 日

公益財団法人日本相撲協会

大相撲巡業
新型コロナウィルス感染症対策マニュアル
目　　次

基本方針等

Ⅰ　基本方針 ・ 対象者　・・・・・・・・・・・・・・・・　1

Ⅱ　巡業を実施する感染状況の目安等　・・・・・・・・　5

第一部　興行の運営（勧進元）

Ⅲ　会場設営　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7

Ⅳ　お客様の感染予防　・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

Ⅴ　勧進元・運営スタッフ　・・・・・・・・・・・・・・・　１４

Ⅵ　感染対策の実施計画と事前審査　・・・・・・・・・・　１６

Ⅶ　マスコミ等の取材　・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７

Ⅷ　陽性者発生時の対応（お客様・勧進元）　・・・・・　１８

第二部　巡業の実施（相撲団）

Ⅸ　巡業参加者の健康管理　・・・・・・・・・・・・・・・　１９

Ⅹ　相撲団の移動と宿泊　・・・・・・・・・・・・・・・・　２２

Ⅺ　陽性者発生時の対応（協会員）　・・・・・・・・・・　２４

第三部　情報の開示等

Ⅻ　情報の開示基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５

令和４年1月27日

基本方針等

Ⅰ　基本方針・対象者

１　本マニュアルの基本的な考え方

（１）力士を含む巡業に参加する全ての協会員の健康と安全を確保する対策を、協会および巡業を主催する勧進元が実施する感染対策の内容を整備する。

（２）本マニュアルは、「新型コロナウィルス感染症対応ガイドライン」最新版との一体運用を前提とし、巡業においても本場所と同水準の感染対策ができるよう整備する。

（３）大相撲は多くのファンに支えられている国技である。巡業に来場するお客様の健康と安全を確保する対策を整備する。

（４）感染予防を最大限に行うとともに、万が一、感染者が発生した場合には、適切な処置を実践できる体制を構築する。

（５）以上を反映し、協会員及び関係者の感染と、感染した際の重症化を最大限に防止するために、どのように行動・対応するべきかをまとめ、本マニュアルとして周知する。

２　本マニュアル制定の前提

（１）巡業の主催者は協会ではなく、協会と開催契約を締結した勧進元であることから、勧進元は興行上の責任を負う。勧進元は、政府・各自治体の方針を尊重し、前提としつつ、協会の方向性に沿って大相撲の特異性を考慮した各種対応を実施する。

（２）勧進元は、開催する各自治体に開催要領について事前に相談を行い、了承を得たうえで各種対応を実施する。

（３）勧進元は、協会の感染症に関する専門家の意見を尊重し、十分な意見交換を行う。協会は、今後政府や各自治体、専門家から、新しい見解が示された場合は、随時本マニュアルの見直しを行い、勧進元と共有する。

（４）本マニュアルの内容については、協会は協会員全員に周知し、意識・知識・行動を統一する。勧進元は、大相撲の運営に関係するすべての取引先・関係者にも、理解と協力を要請する。

（５）大相撲を観戦されるお客様にも理解を求め、相撲興行全体として、十分な感染予防・適切な運営がなされるようにご協力をお願いする。

（６）下記の５点を感染予防（飛沫感染予防・接触感染予防）のための基本的行動とする。

① 外出の可否については、政府及び各自治体の方針ならびに協会の指示に従う。
② ３密（密集・密閉・密接）を避ける。
③ マスク着用や手洗い・消毒、十分な身体的距離の確保を励行する。
④ 窓などの開放や扇風機等による積極的な換気を励行する。
⑤ 健康な体を維持するため、規則正しい生活を送る。

３　本マニュアル制定の手続き

本マニュアルは、協会が招聘する感染症に関する専門家の監修を受けたうえで、理事会の承認によって制定する。

４　本マニュアルの対象者

（１）対象者は下記の通りとする。

・相撲団の構成者
・勧進元
・当日会場運営のために任務に就く、運営スタッフ
・新聞、雑誌、ＴＶ等報道各社の記者等
・大相撲にご来場になって観戦されるすべてのお客様

（２）対象者とその家族、近親者において、発熱や咳、倦怠感等の特有症状を認めた場合には、対象者は、当日の休場・出勤見合わせ・途中退社・観戦見合わせ・医療機関の受診などの対応を速やかに行うこととする。

（３）関係者とその家族、近親者においては、症状がなくても、普段の生活の中で、最大限の感染予防に努めることとする。

５　本マニュアルにおける定義

（１）巡業

本場所の開催期間外かつ開催場所以外の地域において、大相撲の普及のため、地方を巡って場所（大相撲興行）を開催することをいう。
本場所と違い、巡業中の場所においては、内容は取組みに留まらず、稽古･甚句･横綱の綱締め等を披露し、平時であればサインや写真撮影等のファンとのふれ合いを大切にするが、コロナ禍においては、お客様および勧進元・協会員の感染防止対策

によって双方の安全を図ることを優先して実施する。

（２）場所
季節ごとに一連の巡業を構成し、各地で開催される個々の大相撲興行をいう。

（３）相撲団
巡業に参加する年寄・力士・行司等の協会員等から構成し、トレーナー、荷物を運ぶトラック運転手のほか、協会が巡業運営のために指名して帯同する者を含む。

（４）勧進元
協会と開催契約を締結し、場所を主催する者をいう。入場券を販売し、会場設営及びお客様と運営スタッフの感染対策を含む運営全般に責任を負う。

（５）運営スタッフ
勧進元と協働して場所を開催する会場の施設管理、入場券の販売、警備、会場整理、救護室、清掃、塵芥回収、消毒等の運営にあたるスタッフをいう。

（６）相撲場
大相撲興行を行う、土俵、観客席が設営されたアリーナをいう。なお、アリーナを有する体育館等の建物およびその敷地を併せて会場という。

（７）協会ガイドライン
協会において制定した「新型コロナウィルス感染症対応ガイドライン」をいう。
新型コロナウィルス感染症 対応ガイドライン（sumo.or.jp）

６　本マニュアルの実施確認

（１）協会は、相撲興行を実施する勧進元が、少なくとも本場所と同水準の感染対策を実現することによってお客様と双方の安心・安全を確保するため、勧進元が提出する会場建物における感染対策の実施計画について事前に審査を行い、整備すべき点を指摘し、勧進元の運営をサポートする。（契約担当親方）

（２）（１）に加え、協会と勧進元は、開催前日までに共同で視察を行い、感染対策の準備が充分であるかどうかを確認して必要な修正を指示し、相撲団、勧進元と運営スタッフ、全てのお客様の安心と安全が確保されるようにする。（先発親方）

（３）協会は、本マニュアル中に、巡業中の感染対策の実施計画項目を事前に公開する。勧進元は券売の際に本マニュアル及びその項目と具体的な感染対策を、ホームページ、ポスター、チラシ等の全ての広告において公開し、地元の皆様およびお客様とその遂行を約束する。

7　感染予防対策の緩和の検討

本マニュアルに記載する感染対策は、政府および自治体の発出する方針ならびに専門家の見解を尊重した上で緩和を検討する。緩和は、協会員の健康状態を確認しながら、段階的に行う。

Ⅱ　巡業を実施する感染状況の目安等

１　本マニュアルを適用して巡業を実施する目安

政府及び開催する自治体が、業種別ガイドラインを遵守するべき期間が終了したと発表し、かつ協会が指導を受ける感染症の専門家が、対策は不要になったと判断するまでの間に実施する巡業において、本マニュアルに従って感染対策を行うこととする。

２　場所の番組設定の考え方

（１）本来巡業は、力士とお客様のふれあいを通した相撲の普及を目的としているが、本マニュアルが施行される間においては、お客様と力士等との接触は基本的に互いを感染から守るため、できるだけ２メートル、最低１メートル以上の距離を確保する。

（２）ファンなどお客様とは握手したり、身体をさわらせる行為は行わない。写真撮影会を行う場合は、接触防止を徹底し、時間と場所を限定する。

（３）本マニュアルに従って行う巡業の稽古中、指導を行う親方等の土俵際に控える者は、人数制限を行い、マスクを着用するなどの対策を行う。

（４）地元のアマチュア力士との取組み等は行わない。

３　巡業に参加する力士の健康状態の考え方

（１）基礎疾患を持つ者やワクチン接種を受けていない者

新型コロナウィルス感染症の感染状況が相当に改善されたと判断されるまでは、かかりつけ医のいない巡業先で速やかに治療を受けられない可能性が全くないわけではないため、基礎疾患を持する力士等やワクチン接種を受けていない力士等は、感染しないよう充分に注意して行動する。

（２）ＰＣＲ検査

巡業に参加する相撲団の全メンバーの選抜にあたっては、出発する直前に実施するＰＣＲ検査の結果が陰性の者のみ、参加可能とする。

（３）巡業中の外出

巡業中は、感染防止の観点から、巡業部長の許可がある場合を除き、基本として不要不急の外出を禁止する。

４　巡業を実施する感染状況の目安等の緩和の検討

巡業を実施する感染状況の目安等は、政府および自治体の発出する方針ならびに専門家の見解を尊重した上で緩和を検討する。緩和は、協会員の健康状態を確認しながら、段階的に行う。

第一部　興行の運営（勧進元）

Ⅲ　会場設営

１　相撲場として使用する施設の要件

（１）相撲場の換気能力の確保

①　建物および相撲場を設置する会場のドアや窓は、可能な限り全て開放し風通しを確保すること。

②　空調設備の充分高頻度な稼働と充分な数の換気扇や扇風機の積極的な使用により、空気が充分流れるような対策を実施すること。

（２）導線の分離による感染防止

①　お客様やスタッフその他と相撲団の導線は、会場及び建物、相撲場、支度部屋、トイレに至るまで出入り口を分離し、館内においても柵などにより導線を完全に分離するよう設定すること。

②　トイレの数が足りない場合は、仮設トイレ及び隣接して手洗い場を設置する。

③　記者のカメラ席は、土俵周りではなく、２階のイス席等の離れた場所に設置する。

④　力士の導線沿いにお客様が集まって密にならないよう、相撲場の入口付近や花道等に、警備員を置く等の対策を行うこと。

（３）濃厚接触を回避するための距離要件

濃厚接触による感染リスクを下げるため、距離を確保できる会場のみ、相撲場として使用することができる。
床結のスペースは、充分な通風と間隔を確保できる場所を確保する。

（４）体調不良の方を隔離するスペースの確保

①　観覧中に体調が悪くなった方を他の方と隔離して休めるよう、医務室とは別に、部屋を設けること。

②　窓があって開けることができ、扇風機等によって充分な換気ができること。

③　体調不良の方が使用するトイレは、健常な方とは完全に別に設定し、トイレまで

の移動する間、一般のお客様や相撲団および運営スタッフ等と導線が交わらないよう、動線を区切ることができること。

２　相撲場の環境消毒等

（１）アルコール消毒液の配備

トイレ及び手洗い場のほか、部屋の入口、ドアの前など、館内で他の人が触れた可能性のある各所には、手指の消毒のため、アルコール等の消毒液を配備する。

（２）アルコール等の消毒液による消毒の実施

エレベーターや自販機のボタン、エスカレータ･階段の手すり、ベンチ、公衆電話など、繰り返し人が触るところや座るところの高頻度接触面を中心に、丁寧な清掃と消毒を頻繁に行う。

（３）トイレ設備の感染防止策

①　トイレ個室には便座クリーナー等の消毒剤を配備し、使用する前に便座の消毒を行えるようにする。

②　トイレ使用後の手洗い場の水栓は、間接的な接触による感染リスクを解消できるよう、自動水栓がのぞましいが、難しい場合は必ず充分な数のアルコール等消毒液を備え付ける。石けんは固形石けんではなく、ポンプ式等の液体石けんを配置する。

③　手洗い場のエアータオルは休止してペーパータオルとアルコール消毒液を配備し、ゴミ箱は蓋を外すか、ペダルを踏んで開ける仕様のものとする。

④　トイレの前には、列が密にならないよう足下にテープで間隔を表示する。

⑤　トイレが狭いか数が少なく密になることが避けられない場合は、別に仮設トイレと手洗い場を併設し、お客様にご案内する。

⑥　トイレ設備の間接的な接触による感染を防止するため､ドアや取手､入口のへり、洗面台、便器周りなどの清掃およびアルコール等による消毒を頻繁に行う。

３　支度部屋等各室の環境消毒等

（１）支度部屋は、幕内・十両および付け人による密集を防ぐため、充分な広さを確保する。

（２）力士や床山の濃厚接触状態を避けるため、各力士が一人ずつ、仕切り板に仕切られ

たブースで準備および待機できるよう区画を行い、飛沫を防ぐ。また、仕切り板は毎日、清掃と消毒を行う。

（３）支度部屋の手洗い場は、間接的な接触を解消できるよう、トイレ同様の感染対策を行う。

（４）花道周辺

① 力士が土俵に向かう入口には蓋のないゴミ箱を設置し、マスクを捨てられるようにする。ゴミは頻繁に４５分に１回以上回収する。

② 花道では、土俵入りの際に力士の身体が互いに接触しないよう、足下にテープで間隔を表示する。

（５）土俵周辺

土俵の東西の角に呼出が座る所には、手をかざすだけで自動噴射するアルコール消毒液のポンプをそれぞれ配備し、呼出が手から手へ力士のタオルや箒などを手渡す際の感染を防止する。

（６）風呂

密にならぬよう、着替え場所を確保して常に扇風機等で風を通し、タオルが重ならないよう棚等を設置する。

４　会場設営における感染予防対策の緩和の検討

会場設営における感染対策は、政府および自治体の発出する方針ならびに専門家の見解を尊重した上で緩和を検討する。緩和は、協会員の健康状態を確認しながら、段階的に行う。

Ⅳ　お客様の感染予防

１　巡業開催時の基本方針

（１）告知

入場券の販売時には、充分な感染対策を行うことによる注意事項を、お客様に充分頂けるよう対策してお知らせする。

（２）開場時間・館内での食事・飲酒

食事の際にマスクを外すことによる感染リスクからお客様を守るため、飲食は原則として専用スペースで行うこととする。飲食専用スペースが用意できない場合は、一定の休憩時間を設けて、その時間内でのみ飲食できるようにし、「黙食」を徹底する。館内における飲酒は禁止とし、酒類の持ち込みは禁止する。

（３）マスクの常時着用・ご声援の自粛のお願い

お客様に対し、マスクの常時着用・ご声援の自粛を、ポスター、チラシ、場内放送懸賞幕(感染対策告知用)、プラカード、館内を見回ってお声かけする等により要請する。

（４）陽性者発生の発表と当該周辺の席のお客様への連絡

万が一、感染者が発生した場合は、協会および勧進元のホームページで公表する。その際には、濃厚接触者にあたる可能性のあるお客様を追跡できるよう、入場券の半券には予め連絡先のご記入をお願いする等の対策を行うため、入場前に記入頂くための設備を準備し、アナウンスを行う。

（５）接触確認等のアプリ導入のご案内

厚生労働省が推進する接触確認アプリCOCOAのほか、各都道府県が独自に推奨している接触確認等のアプリケーションの導入について、場内アナウンスやポスターの掲示、 チラシ等によりご案内する。

２　来場時のお客様に対する感染防止策

（１）入場時制限の実施

①　入場制限に関する事前告知の実施

以下の事項につき、事前に勧進元のホームページや券売所および会場外の看板等によって詳細を告知し、入場券販売時の説明、入場券裏面への簡易な説明の記載を行う。

②　他のお客様への感染リスクを鑑み、ＰＣＲ検査等において陽性と判定された場合

は、感染してから１０日を経て特有症状が何もない方、また陽性と判定された方の濃厚接触者にあたる方である場合は、最終の接触から１０日間の自宅待機を経て、特有症状が何もない方に限る。

③　海外から入国した方には、帰国者・入国者ともに、入国日から１４日間以内の来場をご遠慮いただく。　（令和 2 年 8 月 25 日現在）

④　マスクの着用率 100％とアルコール消毒
来場時には、不織布製のマスク着用をお願いし、鼻の形に合わせて隙間がないよう、口と鼻の両方を覆って着用して頂いていることを確認し、必ず手指の消毒を行って頂く。
お持ちでないお客様にはマスクを提供することにより、着用率 100％となるよう運営する。
※参考　正しいマスクの着け方『出典：政府インターネットテレビ』
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html

⑤　入場時の発熱及び発熱症状のチェックを行う。
発熱および新型コロナウィルス感染症の特有症状が疑われるお客様には、入場をご遠慮頂くため、非接触型の体温計により入場時の体温チェックを行う。
37.5 度以上の発熱を感知した場合には再検温を実施し、再検温においても 37.5 度以上の場合は入場をご遠慮頂き、入場券代等の払戻しを実施する。

⑥　入場者の連絡先
入場前に、お客様には周辺のお席の方の陽性が判明した場合の連絡先を、入場券の半券にご記入頂くスペースを用意し、消毒済のペン等で書いて頂けるようご案内する等の対策を行う。

⑦　感染防止チラシの配付
館内における感染防止対策について、分かりやすいチラシを制作し、全員に配付するとともに、同様の内容をポスターとして作成し、館内に掲示する。

⑧　以上について、場所のホームページやチラシにおいて詳細を掲載し、券売ページにおいて、お客様が理解した上で購入できるよう手配する。
開催当日は、入口付近の看板に設置して掲載する。

（２）観戦時のご案内

①　体調が悪い場合は、観戦をご遠慮頂く旨あらかじめご案内する。

②　観戦中は常時マスクの着用をお願いする。マスク着用下であっても声援を自粛して頂く。プラカードやお声かけなどにより注意を促し、違反者には会場からご退

出頂く。

③　その他、症状がある場合は、観戦を控えて頂くようアナウンスする。

④　お客様には、できるだけ２メートル、最低１メートル以上の間を空けて並んで頂き、できる限りスムーズな入場ができる体制をとる。

⑤　相撲終了後は、お客様が相撲場から一度に退出して３密になることを避けるため、時間差を設けて退出するようアナウンスを行う等の対策を行う。

（３）お客様への手指の消毒、マスク着用等のご案内

①　各所に手指のための消毒液を配備し、ご案内する。

②　会場内では場内アナウンスにより、常時マスクをご着用頂き、手指の消毒を行って頂くよう繰り返しご案内し、注意喚起と啓蒙に努める。

（４）食事と飲食スペース

①　館内での飲酒・食事は、飲食専用スペースを設けて運用することを基本とするが、会場により設営できない場合には、飲食休憩時間を設け、「黙食」を徹底する。

②　売店では、販売員と購入者を、できるだけ難燃性の高い透明アクリル板、状況によってはビニールシートで隔て、飛沫を防ぐ。
ビニールシートの材質は、公益財団法人日本防炎協会が定める防炎性能基準を満たすものとし、原則として同協会が認定した製品を使用する。
設置の際は消防当局の指導に従い、白熱電球等、熱源となるものの近くを避ける。

③　商品は購入者が手に取って選ぶことがないよう展示を行い、購入者の求めに応じて販売員が渡すようにする。商品を渡す者と代金授受を行う者を明確に分け、それぞれ手袋を着用し、接触感染を防ぐ。

④　売店における決裁のため、IC カード等による決済設備を設置し、暗証番号等の機器は、使用する度に消毒を行う。

⑤　お客様の列によって売店やトイレの前が密にならないよう、床にマーキングを施し、列の整理を行う。

⑥　以上は、政府および自治体が発出する方針あるいは行政指導により、座席での飲食やアルコールの提供を禁止する場合には、その通りに従う。

（５）喫煙スペースその他

① 喫煙はマスクを着用せずに息や煙を出すことから、喫煙所は換気が十分確保出来る場所のみに設置し、設備の数は縮小する。
また特に、マスクを外して会話をすることによってマイクロ飛沫が拡散することから、会話を自粛して頂けるよう、ポスターを貼って注意を促す。

② 館内の冷水機は全て使用禁止とする。

３　力士等とのふれあいの機会を縮小することについて

（１）取組中のお願い

大声での声援や観客同士のハイタッチ等は、飛沫感染や濃厚接触の恐れがあるため、自粛して頂き、拍手を推奨する。また、花道や通路等で力士に触れる行為を禁止する。

（２）会場外でのお願い

① 会場建物の外や敷地外におけるファンの方の入り待ち出待ちは、密集になり易いことや、特に大声で力士の名前を呼ぶなどによりお客様同士、力士とお客様間において感染リスクが高いため、皆様には丁寧に説明してお帰り頂くようご案内する。

② お客様と力士を含む関係者との握手やサイン等は、政府等の判断により感染リスクが低くなったと判断されるまで実施しない。

４　お客様の感染予防対策の緩和の検討

お客様の感染予防対策は、政府および自治体の発出する方針ならびに専門家の見解を、尊重した上で緩和を検討する。緩和は、協会員の健康状態を確認しながら、段階的に行う。

Ⅴ　勧進元・運営スタッフ

１　毎日の体調管理

勧進元、来賓客ならびに当日関わる全ての運営スタッフは、感染予防のための基本的行動（マスクの常時着用、手指の消毒、人との間の十分な距離の確保）を遵守し、大相撲開催日に向けて、体調管理に努める。
また、開催前のＰＣＲ検査の実施により、陰性を確認する。

マスクは不織布製とし、鼻の形に合わせて隙間がないよう、口と鼻の両方を覆って着用する。

２　ＰＣＲ検査の実施と参加要件

（１）巡業開催日前のＰＣＲ検査
　勧進元及び運営スタッフ並びに来賓（別途確認を行う）の方は、全員を対象に、前日に検査結果が判明するようにＰＣＲ検査を実施し、ＰＣＲ検査の陰性証明書の提示が無ければ、当日会場に入ることはできない。
　なお、検査実施後から巡業が終了するまでは、外出・会食禁止とする。

３　勧進元と運営スタッフの業務中の感染対策

（１）消毒スタッフ
　①　手袋を使用し、多数の接触面を頻繁に清掃し、アルコール等消毒液により清拭を行う。
　②　ドア、ドアノブ、手摺り、受付等机、台、椅子、洗面台、柱、自動販売機、売店等

（２）救護スタッフ
　昏倒したお客様の対応、嘔吐物の処理などの際に備え、使い捨てビニールコート、フェイスシールド、手袋、それらを廃棄するためのビニール袋を準備する。

（３）客列管理スタッフ
　会場入口、売店、トイレ前の列が密にならないよう、整理を行う。

（４）スタッフの衛生管理
　①　体調を管理し、体調が疑わしい場合の参加は厳に見送らなければならない。

　②　感染歴がある人の参加は、回復から２週間が経過していることを必ず確認する。

③　各部署控室

室内では基本的感染対策を徹底する。

④　力士はじめ協会員と接触しないようにする。

（５）食堂

勧進元・運営スタッフが、食堂で食事をする場合は、一つのテーブルに１名のみが壁に向かうか、皆同じ方向を向いて着席し、どちらも難しいときは、仕切り板で互いを区切る。食事中はマスクを外すことから黙食を徹底し、会話を禁止する。
飲料はペットボトルを推奨する。

テーブルと椅子は共用することから、使用のたび自分で消毒を行えるよう、アルコール入りウェットティッシュ等を、配備する。

（６）その他会議や打ち合わせ

参加者全員がマスクを着用し、できる限り風通しのよい場所での実施を心がけ、ドアや窓の開放と扇風機の稼働により積極的に換気を徹底する。
またアクリル板などにより、互いの飛沫をできるだけ回避する方策を実施し、適切な参加人数、互い違いに座る、相互の距離（１メートル以上）に十分に配慮し、終了後の清掃と消毒を徹底する。

４　勧進元・運営スタッフの感染予防対策の緩和の検討

勧進元・運営スタッフの感染予防対策は、政府および自治体の発出する方針ならびに専門家の見解を、尊重した上で緩和を検討する。緩和は、協会員の健康状態を確認しながら、段階的に行う。

Ⅵ　感染防止実施計画と事前審査

１　感染防止の実施計画書の提出

巡業中の各場所における感染対策の水準を本場所同様に行うことによって、確実な感染防止をはかるため、協会は勧進元に対し、事前に必要な項目を示し、勧進元は会場の状況に沿った実施計画書を提出する。

これに対し、確実に感染対策の効果を確実とできるか、協会は審査を行う。契約担当親方と先発親方は勧進元と協議を重ね、勧進元に対し修正を行い、実現に向けて丁寧なサポートを行う。

実施計画書に記載する項目は次のとおりとする。

（１）開催する自治体へのマニュアルの届出および感染防止対策の事前相談結果
（２）興行会場を所轄する保健所への事前相談結果
（３）会場、館内、アリーナのレイアウト、観客席配置図面
（４）アルコール消毒液配置図、仮設トイレ、手洗い場の設置場所
（５）会場内の導線管理図面
（６）入場者情報の取得方法
（７）観戦客配付チラシ最終稿
（８）時間差退場の方法
（９）感染対策を記載するチラシ、ポスター、ホームページ画面の案
（１０）地域の医療機関への事前相談結果
（１１）陽性が疑われる場合の対象者の運搬方法
（１２）ＰＣＲ検査の実施機関名、検査機器のメーカーと名称および検査試薬
（１３）その他第３条第１項および第９条第１項の項目

２　開催日直前の実施確認

協会は勧進元とともに、必要に応じて感染症の専門家を伴い、遅くとも開催日３日前には、感染対策が実施計画書およびその修正に沿った準備が完了しているか、共に連れだって確認を行い、不足や追加の修正があれば速やかに対応を行い、開場時までに準備を完了し、協会はこれを改めて確認する。

３　感染防止実施計画と事前審査制度の緩和の検討

感染防止実施計画と事前審査制度の感染予防対策は、政府および自治体の発出する方針ならびに専門家の見解を尊重した上で、緩和を検討する。緩和は、協会員の健康状態を確認しながら、段階的に行う。

Ⅶ　マスコミ等の取材

１　マスコミ関係者の感染防止

（１）勧進元は、マスコミ等が取材のため入館するときには、観客同様に、不織布製のマスクの正しい着用、検温、手指のアルコール消毒を行えるよう準備を行い、感染防止対策を遵守させる。

（２）協会巡業部は、感染状況により感染症の専門家から取材の際の、マスコミ関係者等と力士らの適切な距離の取り方などについて確認を行い、勧進元はその指示に従う。

２　取材申請の受付

取材の申請は、報道各社が、直接必ず協会へ申請を行い、場所と時間、方法について許可を取ること。

当日の申請は、感染対策について十分な説明を行い、協力を得ることが困難と考えられることから、申請は、原則開催前に受け付けることとする。

Ⅷ　陽性者発生時の対応(お客様・勧進元)

１　お客様が罹患もしくは濃厚接触者と診断された場合の対応

（１）来場したお客様の体調が急変するなどして罹患したことが判明した場合には、場所が終了した後であっても、ご本人の座席の番号を特定し、周辺に着席したお客様に連絡を行う。

２　症状のある者や罹患もしくは罹患疑いと診断された場合の移動

（１）勧進元は、事前に巡業地を所轄する保健所に相談すると共に、検査体制について近隣の病院に相談を行い、受け入れ病院の確保をする。

（２）罹患した者の移動を想定し、民間救急等による移動手段を予め予約する等の準備を行う。

第二部　巡業の実施（協会員）

Ⅸ　巡業参加者の健康管理（相撲団）

１　基本の予防策

協会ガイドラインの記載事項を遵守する。その項目は以下のとおり。

（１）マスクの常時着用と十分な身体的距離の確保
協会員をはじめとした関係者は、常時マスクを着用して外さないことを徹底し、自分の口と鼻を守り、自身の感染と人への感染を防ぐ。
マスクは不織布とし、鼻の形に合わせて隙間がないよう、口と鼻の両方を覆って着用する。

（２）手洗い・手指のアルコール消毒・うがいの励行
食べる前と飲む前は、特に気をつけて手洗いと消毒、うがいを行う。

（３）黙食の推進
食事の際はマスクを取るため、互いの感染のリスクが高まることを常に念頭におき、話しながら食べないよう充分に注意し、食事終了後はすぐにマスクを着用する。

（４）換気の確保
室内、車内の常時換気を確認する。積極的に窓を開け、扇風機を多数稼働させて、外気の通りを確保する。

（５）消毒
身の回りの施設・備品、携帯電話やカバンなどの清掃とアルコール消毒を励行する。

２　巡業中の体調管理

（１）生活上の特段の注意

①　生活上の注意

ⅰ　前項に挙げた、感染予防のための基本的行動を遵守する。

ⅱ　掛かりつけ医との連携
重症化する可能性のある基礎疾患（心血管疾患，糖尿病，悪性腫瘍，慢性呼吸器疾患など R2.3.17 厚労省通達）のある者は、通院加療を継続し、師匠、巡業部長と相談の上、掛かりつけ医に体調の変化をこまめに報告・相談できるようにする。

② 丁髷を結うときの注意（5～10 分所要）

協会の新型コロナウィルス感染症対応ガイドラインに従う。

③ 体調管理と稽古の中止

i 巡業部長および副部長は、その他帯同する協会員と協力して、力士等の相撲団構成員の体調管理に努め、体温が 37.5℃以上か 特有症状がある等、新型コロナウィルス感染症が疑われた場合は、早急に予め相談している地元の医療機関の診察を受ける。また協会に連絡を入れ、協会は医師や専門家のアドバイスを仰ぐ。

ii 同時に、他の者から隔離し食事や就寝場所も別にする。
共用のトイレや風呂場などは、普段に増して清掃と消毒を実施する。

３ 巡業中の食事

（１）支度部屋等で食事を摂る際

互いが、十分な距離をとるようにし、食事中はマスクを外すことから黙食を徹底し、感染防止対策に十分留意する。また飲料はペットボトルのみとする。

（２）宿泊先の食堂等において一緒に食事をする場合

① 相撲団のメンバーが、食堂等で食事をする場合は、一つのテーブルに１名のみが壁に向かうか、皆同じ方向を向いて着席し、どちらも難しいときは、仕切り板で互いを区切る。食事中はマスクを外すことから会話を禁止する。飲料はペットボトルを推奨する。

② ビュッフェは相撲団のみの貸し切りの場合のみ可とする。
ビュッフェを利用する際には、食事会場のルールに従い、器具の使い回しによる接触感染の防止を心がける。

４ 巡業中の稽古（力士）

（１）稽古に参加する力士は、ガイドラインを遵守するほか巡業部の指示に従い、体調管理に努める。

（２） 稽古に参加する力士は、手洗いと手指の消毒、うがいを行ってから相撲場へ入る。

（３）お客様や勧進元関係者とは接触しないよう、注意する。

５　巡業中の行動

（１）マスクの常時着用を徹底し、十分な身体的距離を確保する。

（２）日用品等の買い物など必要最低限日常生活に必要な場合を除き、不要不急の外出を禁止とする。

（３）会食（店舗・自室を問わない）は禁止とする。

（４）カラオケ、スポーツジム、協会指定のトレーナー以外の整体・医療マッサージ等の利用は、宿泊施設内であっても禁止する。

（５）　宿泊先において、他人の部屋に入室することは禁止とする。

（６）先発親方は、開催後の打ち上げパーティへの参加を禁止とする。

６　巡業に参加する相撲団の感染予防対策の緩和の検討

巡業に参加する相撲団の感染予防対策は、政府および自治体の発出する方針ならびに専門家の見解を尊重した上で、緩和を検討する。緩和は、協会員の健康状態を確認しながら、段階的に行う。

X　相撲団の移動と宿泊

１　移動時の注意

（１）相撲場にいる時以外は常にマスクを着用し、感染経路の特定が必要な際に役立つよう、「いつ、だれと、どこに」を明確にして記録をつけ、巡業部長に報告する。
本隊では、各自の体温・体調・行動記録を集め、管理を行って、協会や専門家などの第三者機関の求めに応じて提出できるよう、準備する。

（２）コンビニやコインランドリーへの外出は最少人数で行い同様に、可能な限り取りまとめて行い、回数を減らす。

（３）タクシー、自家用車を利用する場合は、窓を開け換気を行う。また、会話は最小限にとどめる。

（４）移動する前後には必ず、手洗いと手指の消毒、うがいを行う。

２　巡業中の移動

（１）移動手段の考え方
市中の混み具合等を鑑み、不特定多数の人と間接的に接触することを避けて移動手段を選定する。

３　巡業中の宿泊

（１）同部屋人数の考え方
平時であれば、相部屋の利用等を決定するが、コロナ禍においては、ホテルであれば、若い衆であっても一人一部屋とし、旅館などの広い部屋の場合であっても、感染リスクを極力減らすため、２人程度等のごく少ない人数で利用し、万一の際に濃厚接触者となる機会が少なくなるよう、同部屋の人数を絞って利用する。

（２）やむを得ず同部屋となる場合
やむを得ず同部屋となる場合は、同じ相撲部屋に所属する者同士となるよう調整し、大部屋における場合に同じく、感染対策を充分に行い、手洗い・消毒に努め、部屋の中では就寝中であってもマスクを着用するほか、互いに同じ備品を触らないよう留意する。

４　相撲団の移動と宿泊における感染予防対策の緩和の検討

相撲団の移動と宿泊における感染予防対策は、政府および自治体の発出する方針ならび

に専門家の見解を尊重した上で、緩和を検討する。緩和は、協会員の健康状態を確認しながら、段階的に行う。

Ⅺ　陽性者発生時の対応（協会員）

１　協会員が罹患もしくは濃厚接触者と診断された場合の対応

（１）医師より罹患もしくは濃厚接触者と診断された場合は、医師・保健所の指示に従って対応する。

（２）巡業部長は協会事務局へ至急連絡し、協会は感染症の専門家に相談し、指示を仰ぐ。本人は巡業から直ちに離脱し、休場とする。

（３）入院や宿泊施設における療養の終了は、医療機関・保健所の指示に従うが、当協会においては、原則ＰＣＲ検査、または抗原検査において２回続けて、陰性の判定が出たことを確認した後に巡業への合流を可能とする。

２　協会員が濃厚接触の疑いありと診断された場合の対応

（１）保健所により濃厚接触者と判断されなかったにもかかわらず、感染症の専門家により、行動記録等から濃厚接触の疑いがあることにより、巡業への参加の続行が難しくなった場合には、一旦巡業から離脱し、勧進元が手配した宿泊先において待機し、ＰＣＲ検査を受検する等により、再度巡業への参加の時期を見計らう。
その途中で、罹患と判断された場合には、保健所の指示に従う。

（２）巡業中に濃厚接触の疑いがあるとされた相撲団構成員のホテル待機に備え、勧進元は、２週間の滞在が可能な宿泊先を予め確保する。

情報の開示等

Ⅻ　情報の開示

１　基本的な考え方

大相撲の興行に伴う罹患者の発生に関する情報開示は、公共の福祉に資することであることを常に念頭に入れ、新型コロナウィルス感染症の感染防止に関し、社会の役に立つと思われる情報を開示することにより、社会的な責任を果たす。

２　公表の範囲

（１）お客様あるいは、勧進元および運営スタッフの感染者について、協会と勧進元は連携してそれぞれ公表を行う。ただし個人情報は開示しない。

（２）力士の感染者（ＰＣＲ検査あるいは抗原検査の陽性反応者）について、協会ガイドラインの規定に基づき、幕下以下の力士養成員は、師匠の庇護下にあることを踏まえ、個人情報の開示を控えるが、年寄や関取についてはその情報を開示する。

（３）その他の協会員（行司や呼出し、床山など）についても、力士と同様、資格者については公表するが、幕下以下の者については個人情報の開示を控える。

３　公表の内容

（１）対象者の属性

お客様、勧進元、運営スタッフ、相撲団の別、年寄や関取の場合は名前

（２）発症日、症状、ＰＣＲ検査を行った日、陽性判明日

（３）現在の容態、医療機関の所見、隔離状況

（４）関係者、接触者の状況・容体

（５）専門家、医師、保健所の指示に基づく対処内容、連携

（６）今後の対応について

公益財団法人日本相撲協会